

公益財団法人 日本サッカー協会  
2022 年度 第 1 回理事会

2022 年 1 月 20 日

決議事項

1. 臨時評議員会開催の件

以下の通り、臨時評議員会を開催したい。

- (1) 開催日時：2022 年 1 月 29 日（土）13:00～
- (2) 開催方法：ウェブ会議システム
- (3) 議 題：決議事項
  - ① 評議員推薦加盟団体認定の件
  - ② 定款変更の件
  - ③ 役員等推薦委員会 設置の件

2. JFA アジア貢献事業 指導者海外派遣（新規）の件

**(決議) 資料 1**

ウズベキスタンサッカー協会より、女子代表監督、女子代表 GK コーチおよびアカデミーテクニカルダイレクター派遣の依頼を受け、JFA アジア貢献事業の一環として、新たに海外に派遣する指導者 3 名を選任したい。

- (1) 派遣指導者： 本田 美登里（ほんだ みどり）
  - 資 格： JFA S 級コーチライセンス
  - 派遣先協会： ウズベキスタンサッカー協会（UFA）
  - 役 職： 女子代表監督
  - 契約期間： 2022 年 1 月 21 日～ 2024 年パリオリンピック AFC 予選（2023 年）終了まで
  - 費用負担： [JFA]一部給与・傷害保険料  
[UFA]一部給与・住居・ウズベキスタン-日本間の航空券
  - 略 歴： 添付別紙の通り
- (2) 派遣指導者： 堤 喬也（つつみ たかや）
  - 資 格： JFA A 級コーチジェネラルライセンス  
JFA ゴールキーパーレベル 3 コーチライセンス
  - 派遣先協会： ウズベキスタンサッカー協会（UFA）
  - 役 職： 女子代表ゴールキーパーコーチ
  - 契約期間： 2022 年 1 月 21 日～ 2024 年パリオリンピック AFC 予選（2023 年）終了まで
  - 費用負担： [JFA]一部給与・傷害保険料  
[UFA]一部給与・住居・ウズベキスタン-日本間の航空券
  - 略 歴： 添付別紙の通り
- (3) 派遣指導者： 土田 哲也（つちだ てつや）
  - 資 格： JFA A 級コーチジェネラルライセンス
  - 派遣先協会： ウズベキスタンサッカー協会（UFA）
  - 役 職： アカデミーテクニカルダイレクター
  - 契約期間： 2022 年 2 月 1 日～ 2023 年 1 月 31 日

費用負担： [JFA]一部給与・傷害保険料  
 [UFA]一部給与・住居・ウズベキスタン-日本間の航空券  
 略 歴： 添付別紙の通り

### 3. 利益相反取引等管理規則 制定の件

#### (決議) 資料 2

利益相反取引等管理規則を新規に制定したい。これまで理事の利益相反取引等については、法令に則り対応していたが、「スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>」に組織運営上、必要な基本的な規程として例示されていることから、他団体の例も参考に新たに規則を制定したい。

#### ■主な内容

##### (1) 対象

理事、監事、職員（以下、「役職員」）

##### (2) 利益相反取引等の定義

以下の行為をいう。原則として、行為の外形のみから判断するものとし、その行為の種類を問わない。

##### ① 競業取引

役職員、役職員の配偶者及び一親等の親族並びにこれらの者が代表者を務める法人（以下、「役職員等」）が、自己又は第三者のために行う本協会の事業の部類に属する取引。

##### ② 利益相反の直接取引

役職員等が、自己又は第三者のために本協会と直接行う取引。

##### ③ 利益相反の間接取引

本協会が役職員等の債務を保証すること、その他役職員等以外の者との間において本協会と当該役職員等との利益が相反する取引。

##### (3) 役職員の義務

役職員が利益相反取引等を行う場合には、理事、監事は理事会の事前の承認を、職員は専務理事の事前の承認を得なければいけない

##### (4) 考慮要素

以下を含めた諸要素を考慮した上で、取引が本協会の利益になると総合的に判断した場合には、当該取引の申請を承認することができる

① 当該取引が本協会にとって必要不可欠であること

② 当該取引が本協会の利益を最大化できる見込みであること

③ 当該取引により当該対象者が不当に利益を得ているとはいえないこと

④ 当該取引により本協会の公平性に疑念が生じるとはいえないこと

### 4. 加盟団体規則改正の件

#### (決議) 資料 3

加盟団体規則について、以下の通り改正したい。

#### 【改正する規定】

#### (改正前)

第 12 条 本協会は、日本におけるサッカーの普及及び発展を図るため、特定のカテゴリーにおけるサッカーを統括する団体として、次の各種の連盟を加盟団体として認める。

(1)～(14) (略)

(15) 一般社団法人日本女子プロサッカーリーグ

(改正後)

第12条 本協会は、日本におけるサッカーの普及及び発展を図るため、特定のカテゴリーにおけるサッカーを統括する団体として、次の各種の連盟を加盟団体として認める。

(1)～(14) (略)

(15) 公益社団法人日本女子プロサッカーリーグ

【改正の理由】

一般社団法人から公益社団法人への法人格の変更に伴う改正

## 5. ユニフォーム規程改正の件

### (決議) 資料4

ユニフォーム規程について、以下の通り改正したい。

【改正の概要】

現行の本協会ユニフォーム規程では、広告掲示が可能な箇所は、シャツ前面、シャツ背面、シャツ背面裾、シャツ左袖、ショーツ前面左の5箇所となっている。一方、Jリーグ、WEリーグ、JFL、なでしこリーグ、Fリーグについては本規程の適用が除外されており、これらのリーグでは、上記5箇所に加え、鎖骨部分およびショーツ背面の広告表示が許容されている。今回、全国社会人サッカー連盟から広告掲示可能箇所についてこれらのリーグと同様の扱いとしてほしい旨の嘆願書が提出されたことも踏まえ、本協会のユニフォーム規程においても鎖骨部分およびショーツ背面での広告表示を可能とする改正を行うもの。

## 6. 技術委員会 委員選任の件

### (決議) 資料5

技術委員会の委員(指導者養成ダイレクター 兼 指導者養成部会長)を以下の通り選任したい。

退任：鈴木 淳 (すずき じゅん)

選任：西川 誠太(にしかわ せいだい)

※指導者養成ダイレクターとしての契約満了のため

## 7. 審判委員会 委員選任の件

### (決議) 資料6

審判委員会の委員を、以下の通り選任したい。

退任：石山 昇(いしやま のぼる)

選任：宮島 一代(みやじま かずしろ)

※審判委員会の業務執行体制変更に伴う交代